

第8回社会的資源あり方検討委員会

平成18年2月23日(木)
午前10時~
千葉県庁中庁舎3階第1会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議題

(1) 関係機関ヒアリング

千葉県里親会・里親型ファミリーホーム(ひろせホーム)

千葉県児童福祉施設協議会

児童自立援助ホーム(NPO 法人児童自立援助ホーム 人力舎)

(2) 意見交換

(3) その他

3 閉 会

配布資料

資料1 「千葉県における社会的資源のあり方について」(論点整理)に対する意見等
について 千葉県里親会

資料2 // 里親型ファミリーホーム(ひろせホーム)

資料3 // 千葉県児童福祉施設協議会

資料4 // 児童自立援助ホーム(NPO 法人児童自立援助ホーム 人力舎)

第8回社会的資源あり方検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成18年2月23日(木)
10:00~12:00
- 2 場 所 千葉県庁中庁舎3F第1会議室
- 3 出席委員
岩楯委員、柏女委員、川口委員、木ノ内委員、鈴木委員、杉宮委員、花崎委員
(欠席)河原委員、庄司委員
- 4 ヒアリング出席者
千葉県里親会会長、里親型ファミリーグループホーム(ひろせホーム)
千葉県児童福祉施設協議会会長、児童自立援助ホーム(人力舎)
- 5 内 容

(事務局)

ただいまから、「第8回社会的資源あり方検討委員会」を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会議には、河原委員、庄司委員が欠席されております。

なお、松永課長、鈴木室長は所要のため、欠席させていただいております。御了承いただきたいと思っております。

また、本日は傍聴希望の方が1名いらっしゃいますので、入室を許可してもよろしいでしょうか。(傍聴人入室)

それでは、早速議事に移りたいと思いますが、議事の進行は、社会的資源あり方検討委員会の委員長でいらっしゃいます柏女委員にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

(議長)

おはようございます。連日の委員会ということで、年度末のお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。あとで遅れて見える方もいらっしゃるということですが、時間も過ぎておりますので早速始めさせていただきます。

議事に入ります前に、今日配布されております資料の確認と説明を、事務局からお願いしたいと思います。

事務局 資料説明

(議長)

ありがとうございました。早速ヒアリングに入らせていただきたいと思います。これまではいわば行政機関と、県立の施設のヒアリングということでしたけれども、今日は民間の方々にお声をかけさせていただいております。

千葉県里親会と里親型ファミリーグループホーム、ひろせホームさん、それから千葉県児童福祉施設協議会、さらに児童自立援助ホームの人力舎さんにお越しいただいております。すみません、お待たせをして申し訳ございませんでした。今日はお忙しいところお集まりをいただきまして本当にありがとうございました。今日はよろしくお願いたします。

時間ですけれども、1施設につきまして御説明いただく時間を20分、そしてその後に質疑応答に10分、これまでどおりの形で進めていきたいと思っております。里親会さんとひろせホームさんにつきましては恐縮ですが、説明時間を10分ずつということにさせていただきまして、その後まとめて10分間の御質疑をいただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

順番につきましては、最初に千葉県里親会、さらに里親型ファミリーグループホーム、続きまして千葉県児童福祉施設協議会の会長、そして3番目に児童自立援助ホームということを進めさせていただきたいと思

います。

委員の皆様には資料と論点整理ですね、各ヒアリングの方々から御提供いただいたものと私どもが昨年公表させていただいた論点整理についての御意見なども頂戴することにしておりますので、そちらを御用意いただいております。

それではさっそく、副委員長でもあります里親会会長のほうからよろしくお願いたします。

(里親会)

それでは説明をさせていただきます。10分ということですので早速本題ですけれども、里親会の現状ですが会員数は164家族です。県としては210名いますけれどもその中の164家族。受託の里親ですけれども県としては85ありますがその中の70が会員の数でございます。

それから受託の児童数ですけれども、県全体(千葉市を除く)として114児童数に対しまして101名受託しております。未受託の里親に関しましては94です。この理由に関しましては、養子縁組をしても里親会に入っている方、それから子どもに対する要望が色々強いのでうまく受託できない方だとか、待ちすぎて年齢が高くなったとか様々です。児童相談所ごとに支部を置いておりまして、5つの支部の体制です。

活動に関しましては、研修会、親睦会、それからふれあい家族、これは児童養護施設等の子どもたちを預かるような形でやっております。それから里親保険への加入であるとか、あるいは里親サロン事業を今年初めて受託しております。このほか支部単位で基本的には支部が地域の中で活動ができるものですから、支部での活動を中心しております。里親サロン、研修会、親睦会などをやっております。

それから県を越えた活動として、関東ブロックでの大会を共同開催したり、それから全国里親大会への参加をしたりというようなことです。会の運営ですので会費があります。

課題としては、1つは児童相談所を経由して受託するわけですが、対応の仕方が色々違って来る。複数の児童相談所が関わって受託するケースが最近増えているのですが、どうしても児童相談所が人による傾向が強いといいますが、システム化されていないそんな感じがしておりまして、児相単位での対応が違ってたりということが、私どもの対応に困る場合があるというようなことを聞いております。

それから病院に子どもの受診に行くわけですけれども、受診券を見せてもわからない医者がいるとか、それからこれは里親特有なんでしょうけれども、本名で呼ばずに通り名で呼んでいる、里親の姓で呼んでいる場合があって、その辺がなかなか徹底してもらえないというようなことがあったりという悩みを持っております。

赤ちゃんを短期間受託するケースが増えていて、これも里親が一種避難場所として使われているようなことで、もっと長期的な受託ができないだろうかということです。どうしても里親への受託というのはどうしても親権の問題がからんできますので、この辺についてももう少し児童相談所としては十分親への説得をしてもらえないのかということがあります。

それから、レスパイトケアの制度が数年前からできているのですが、どうも利用しにくいというのがございます。十分愛着形成ができていない子どもたちを預けてしまうということであるので、ファミリーサポートであるとか、それからそういうような仕組みを作っていただきたいということがあります。

論点整理に関する意見としましては、こういった家庭的養護への関心が高まっているということが望ましいので、ぜひ具体的な計画まで落とし込んでいただきたい。それから施設と里親、それと児童相談所この辺の連携がいまひとつかと思っております。里親と児童相談所、あるいは施設と児童相談所は密接なんだろうけれども、この三者がきちんと問題を話し合うとか、特に施設と里親は少しずつ始められてはいるのですが、受託する側の共通の課題というものに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから里親制度そのものが知られていないというようなことがありまして、地域や学校によっては偏見や差別、いじめの対象となるということがあるので、里親によっては隠しているようなことがあったりまして、こういったことをなくしてほしいかなということがございます。

里親の支援センターという構想が見えてますが、ぜひ実現してほしいと思っています。それから最近実現した里親の担当専門員が児童相談所にいるわけですが、なかなか里親の問題とフィットしないということが

ありまして、里親経験を持つような里親対応専門員であるといいかと思っております。

それからレスパイトケアについてですが、先ほどお話ししましたように里親の立場に立った制度とはいいいくので、どうしても機能しにくい。利用しやすいものにしてほしいということがあります。

その他の意見としましては、ふれあい家族というものを先ほどお話ししましたがやっております。児童養護施設の子どもたちを夏と冬預かるようなことをやっているわけですが、子どもたちの家庭体験事業ということでやっているわけですが、こういうことをやっておりますら、児童養護施設だけではなく自立支援施設であるとか、あるいは障害児施設からもぜひやっていただきたいことがありまして、そういった施設からも加わっていただいているわけですが、ふれあい家族、いわゆる子どもたちが家庭生活体験ができないでいる、そういったことが児童養護施設だけでなくもっとあるんだということを感じまして、そういう広がりやをやっていければというふうに思っております。

それから児童養護施設の分園の動きというのがありますが、片方には里親型のファミリーグループホームというのがあるので、今日はこのあとファミリーグループホームのお話があるかと思いますが、考え方からすれば同じようなことですので、ひとつの政策の中で考えていっていいのではと思います。

ここには書いておきませんでしたが里親会、市民社会組織というようなものをぜひ評価していただきたいと思えます。こういったことも評価されてのことでしょうけれども、自治体であるとか施設、企業だけではなくて市民社会組織というものがきちんと。実は児童養護施設の中でもボランティアの組織が関わって家庭生活体験事業をやっているということがございまして、できるだけこういう市民社会組織というのは割合自由な立場でございますので、行政にも強いことを言ったりすることがあるわけですが、これからの福祉に関する価値創造というのは第三の力になっていくんだろうと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。以上です。

(議長)

ありがとうございました。短い時間で恐縮でしたが里親会会長さんはメンバーでもありますので、今後様々な御意見を折にふれて伺うことができると思えますのでよろしく願いたします。

それでは続きまして、本県独自の県単の制度であります里親型ファミリーグループホームのホーム長さんから、里親型ファミリーグループホームの課題あるいはわれわれが今検討している社会的養護に関するグランドデザインについての御意見を頂戴できればと思えます。よろしく願いたします。お忙しいところ本当にありがとうございました。

(里親型FGH)

公の場で話をするのは千葉県ではこの会が初めてなんですけれども、ファミリーホームは私たち里親が養育していく中で色々な段階を踏んだときに、家族的な養護が必要な子ども達のためには充実した制度が必要ではないかということで始めました。

やってみて、乳児、児童期それから思春期と色々な子どもたちが関わってきました。

問題なのは心に傷を負ったもの同士が入っていますので、かなり子ども同士の熾烈な傷のつきあいをする行動が見られます。

共に生活する中で私たちは逐次見られるんです。その対応の仕方として、私たちは傷の癒しの場を確保すべくここに書きました。短期的にでも赤ちゃんに対する対応の仕方、言葉のかけ方、それから日常生活の基本的なものの仕方などを乳幼児期から児童期、思春期を通して子どもとともに一体となって分かち合えるし、こちら子どもから学び得ることができると思うのです。

やはり、この制度を進めていきたいと切実に思えます。日常での苦痛というよりも喜びになって返ってきます。その喜びはなぜかという、子どもが親のところに戻ったときのあの笑顔、親御さんが喜ぶ姿、そういうのが私たちの本当にやってよかった。また、子どもは個々にひとりの人生ですから、どんなものにも左右されることはできないと思うんですね。

誰の力でもなく必要なものは、共に生活する大人が必要なんです。子ども達自身が作っていく人生ですから、そのひとつの要因として養育体験を通して、私たちのホームがあっという間かと思えました。

とにかく予算がないです。予算がほしい。本当に私たちが今千葉県で出している予算ですけども、まだ自分たちの財力があるうちに次の予算をつけてもらわないと底をついております。

今の予算だけでは他県と比較してもわかるけれども、他県も足りないと言っているんですけども、余力のあるうちに次の予算がおりないと困ります。現実的には子どもたちはその少ない予算で節約してやっていることが、子どもたちにとって勉強になっているのかなと思うところがあります。

例えば、ひとつのものを買うにしても、ものを大切にすることが現実的にあります。ファミリーホームのPR活動ができない状況になっています。次のファミリーホームを目指す人をお願いしても、この予算ではだれもやってくれる人はいないんじゃないかというのが現実です。

もうひとつ、親御さんの対応とかホームの内容とか資料に書いたんですが、あとで質問は受けたいと思います。また、体験を通して、施設との連携というのは大切だと思うところがあります。

ふれあい家族というのも、私たち家族が体験をしたけれども、施設の子もたちが我が家に来て、施設との連携で長期のアルバイトを独自に計画しました。施設でのカリキュラムでは、一般の人たちは普通の家庭から来た子どもと同様に普通の対応をしてくれたんですね。

施設の子もが世の中に出たときに、一番最初に出くわすであろう対人関係を、アルバイトで体験したという、子どもは一般社会の現実を見たわけです。お金を得て働くというものに対する現実が見えてきたようです。

在園中に体験したことによって、身の確保をしながら世の中というものを見ることが、子どもにとって今後必要になってくる。里親の制度を利用した形で今後機能していかないものかと。

施設型でのアルバイトのカリキュラムでは、雇い主のほうも施設から来たというひとつのパターンが決まっていますから、雇用者の姿勢も一般的な課題を乗り切れればいんだというような姿勢になってくると思います。本当の社会の状況が子どもたちには見えてこない。ここは大きく訴えていきたいと思います。

また、障害児の施設の子もたちが私たちのホームに来て、子どもたち同士の対応が、障害児に対する子ども同士の対応の仕方も出てくる。お互いに相互作用が出てきてとても良い状況でした。

障害の子も一般家庭に入ってくるという状況になって、お互いに刺激を受けるといいことがよかったと思います。

別紙には「ひろせホーム」になるまでの状況をまとめてみました。こういう形で里親からファミリーホームになるまでの養育状況を出しました。

こういったファミリーホームというのは、とりわけすぐなるものではなくて、徐々にやっていく中で、それが経験としてファミリーホームという制度という必要なことが、体験して活かしていけるようになっていければいいなと思っています。

今後、里親型ファミリーグループホームを設立する家庭のためにも、予算額を何とかしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。里親会さんとひろせホームさんのほうから里親制度の拡充について、お話をさせていただきました。特にひろせホームさんのほうからは、広げていくためにはやはり予算的な裏打ちがぜひ必要なのではないかとということで、強い御意見を頂戴しました。

10分ほどの短い時間ですが、委員のほうから御質問がございましたらお願いしたいと思います。

(委員)

委員にお伺いしますけれど、今後の傾向としましては、施設と里親の連携ということは十分方向性として出ていると思いますけれども、児童家庭支援センターのほうでも里親との協働というのを考えているんですけども、その際にどれだけ里親の実態が我々で掌握できるのかという問題ですね。

つまり、いろいろな催しに参加していただくことと案内をあげようと思っても名簿がないとかですね、名簿がどの程度公開していただけるのかとか、それからお宅に訪問することが可能なのかとか、そういう現状について、もう少し具体的にお話いただけるといいと思います。

(里親会)

ふれあい家族でやっているのは里親会の事務局に名簿があります。こういう時代ですので名簿を流通させることができませんので、例えば発送を依頼いただければ、それを里親の皆さんに発送すること、お知らせすることはできますが、名簿をお渡しすることができないので、あるいは訪問に関しましてもなかなか難しいというところがありますね。

そういう意味では、里親会の事務局のほうにお話をいただければ、そういった御案内をすることは可能です。施設と里親との連携のなかでどこが窓口になるかというのが非常に難しく、ふれあい家族の希望も全部里親会事務局に集めて、それをそれぞれの施設にお渡しするという格好になるんですけど、なかなか調整機能というのが意外に難しいですね。やはりその辺に悩んでおります。

(議長)

他にはございますでしょうか。

(委員)

予算のことを伺いたいのですが、この ところに書いてあります他県並みの予算を検討していただきたいとありますが、この他県並みというのはどれぐらいで、ひろせホームさんはどれぐらいなのか、差し支えなかったら教えていただきたいと思いますのと、そういう予算の開きがあることによって、他県と比べてどうということが実施困難なのかということをお教えしてもらえたらと思います。

(里親型F G H)

他県の状況というのは冊子になっておりますので、できればそちらのほうを見ていただきたいので、後日資料として出せます。

千葉県では年間180万円です。そのほかに委託費が出ております。他県というのはその他に家賃補助、もろもろの補助という部分が出ているんですけども、千葉県の場合は補助要員費という名目で180万円出ています。今人件費で180万円出ていますけれども、専門的な人でなければかなり難しい補助要員なんですね。そういった方をお願いするにあたってはその金額ではとてもきていただける状態ではない。

この難しい子どもたちに対して素人がやるということは危険だし、プライバシーの問題があるしということで私たちは苦慮しているところです。

そんなところで他県並みの水準というのは、ほかの最低限度のところよりも千葉県はずっと低い。それがデータ的に出してないんですが、後で出したいと思います。

私たちにすれば、ひろせホームとしてやることについては、予算の枠の中でやるというのは、パソコンの手伝いにちょっと来てもらっている程度で終わってるかな。それも今人力舎さんといって自立援助ホームの方でと共同でやってくれている人を月、火をお願いしてパソコンのほうをお願いしているという感じなんです。本当に児童の状況にまで至っていないということですけども。

(委員)

県のほうにお聞きすることになるかもしれませんが、ファミリーグループホームと施設の分園方式でやっているのと、どのくらい予算に差があるのかお聞きしたいと思っております。

それから借上げ方式みたいなこともあるわけですね。ファミリーグループホームの場合にも借上げ方式みたいなこともあるわけですか、他県の場合はあるわけですけども。 県のほうでもしお分かりでしたら、施設のほうの分園型の予算とファミリーグループホームの予算の違いというのでしょうか、そのあたりをお願いしたいと思います。

(議長)

今わかりますか。わからなければこのあと来週から本格的に議論が始まりますので、そのときに出していただきたいと思いますが。

(事務局)

施設の関係というのは地域小規模児童養護施設のことを指していらっしゃるということによろしいでしょうか。そうしますと国庫措置費の基準が大体年間1400万円ぐらいだったかと大づかみですとなっております。

す。そのほかに一般生活費とか教育費というものが出るということになっております。定員は6名ということになっております。おおよそそれで計算しますと1500~1600万円ぐらいに年間ではなるのかなと思います。

ファミリーグループホームのほうですが、先ほどひろせホームさんからもありましたように月々153,020円の人件費補助、これが12か月分ということで約180万円ちょっと超えるかという位になります。それと別に里親さんにそれぞれ委託されているお子さん一人に対して措置費が支払われますので、ファミリーグループホームの場合は4~6名の委託が可能ということになっておりまして、状況によって金額が変わってまうので、きちんとした額をいえないところはありますが、おおよそ4名委託されていると仮定して月32~33万ぐらいになるかと思えます。その12ヶ月分ということになりますので370万ぐらいとプラス先ほどの180万円を足すというようなものが概算になっております。

(議長)

はい、よろしいでしょうか。細かい数字が出ましたけれども、小規模児童養護が年間1,500万、里親型ファミリーグループホームが年間500万と、180万と生活費を入れると500万ぐらいで、そういう意味では3倍の開きがあるという感じです。

義務はほとんど一緒になっていますので、そういう意味ではひろせホームさんのおっしゃったように、里親型のファミリーグループホームに事務費やそれから設備費、それから家賃の補助とかそういうものをつけてもいいのではないかという御意見にはかなり納得できるものがあるかなというふうに思って聞かせていただきました。他にはございますか。

(委員)

ファミリーホーム1件ができるまで時間がかかりますよね。それがサイクルとしてどのくらいなのか気になるんですね。やはりできるまで5~10年の間があって、育てあがってまたというふうにやっていって、ファミリーホームを増やしていくのがすごく大変だったという記憶があるので、それについて伺いたいです。

もうひとつは、ファミリーホームをやっている方は、里親さんが子どものケアをやって里父さんが外で仕事をやっている、それだけでは子どもの問題に対応できないから、私の記憶ではほとんど御親族とかの御援助がある家庭が多かったんですね。

そういうことで分園型は職員が動くけれど、里親は御家族だけでやり切れるのか、180万円のヘルパー的なものもあるのですが、それ以外にどの程度の御家族の実働があるのかをお聞きしたいと思います。

(里親型F G H)

養育里親をしていて何年もかかるという最初の部分なんですけれども、それは養護施設の職員であったり、私たちがみたいに里親で養育をずっとしてひとつのパターンとしてファミリーホームに移行してもいいのかなと人がいたりする場合には、その限りではないと思います。

ただそれについてはどう認めるかですね、人柄、家族について認めるかなんですけれども、そういった部分においてはやはり周りの補助、周りの支援によって活用されてくるだろうと思います。その部分が円滑にできていると、かなりの養育里親さんの水準が幅広く出てくるだろうと思います。

家族の補助なんですけど、かなり家内作業的なところ、なぜかという、家庭はプライバシーです。まず個々の家庭はすべてプライバシーです。でも子どもにプライバシーは必要なんです。なぜ見たいかというとそのプライバシーの部分が見たいんです。

お父さんお母さんとのやり取り、兄弟のやり取り、それからケンカしてもこうやって仲直りする、こうやって愛情をかけ合う、思いやりをかけ合うという部分はカリキュラムではないんですね。

日常の食事のことで今日はお母さんが忙しいから今日は手抜きだよ、今日はもう面倒だから日曜だからみんなで昼まで寝ていようと。お風呂だって今日は朝に入っちゃおうとか、今日は温泉に行っちゃおうとか、そういった部分は家族的なやり方です。

それは職員じゃないんですね、それはプライバシーの部分です。お父さんお母さんの気分で動くという。お父さんお母さんの仕事の状況によって動くという。そういった家庭のやり方、病気があっても何があっても

もそこで家族でフォローし合っていくという部分が、家庭の中です。

それは大変なことなんですけれども、そういう一つ一つを見ることによって、子どもたちは自分たちの生活設計ができてきます。そういうことがファミリーグループホームの中では常時あります。

疲れているというのは子どもたちが一番わかっています。疲れたときにお母さんはあんまりもう問題が多い子どもたちが来て疲れていて、お父さんはパニックになってもう寝るよってことになったときも、子どもたちはなぜ疲れているかというのを理解することができます。そういったときに思いやりとかいろいろな部分が出てくる。

そこに補助要員があえて他人が入ったら、今までの状況が別の視点になって変わってくる。そうすると子どもたちの一貫した養育ができてこない。そうすると私たちが一番恐れているのは補助要員のそういった交替制の要員になったときに子どもたちが何を信じていいかということがでてくると思うんですね。それを避けたいんです。

親に裏切られ、破壊された家庭から来た子どもたちですから、そのときに私たちはフォローの仕方を常に日常の中で指導していくのが私たちだと思っています。それには疲れます。本当に大変なときもあります。家庭のみんなの協力を得ることもあります。親、兄弟、親戚総動員することもあります。そういうときに補助要員手当が出たら、その人たちにちょっと分配ができるのかというふうに思っております。

(議長)

まだまだ御質問もあろうかと思いますが、時間もまいっておりますので、それでは里親会さん、ひろせホームさんに対するヒアリングをこれで終了させていただきます。ありがとうございました。お時間が許すようでしたら最後まで聞いていただけたらと思います。

それでは続きまして、千葉県児童福祉施設協議会の会長さんから御報告をお願いいたします。会長さんは社会福祉審議会の委員でもいらっしゃいますし、私たちのこの会長の部の委託を受けて検討しているということで、いわば親団体の親に当たる方でいらっしゃいますが、そのときにいわゆる情短施設を千葉県にぜひ作るべきだということも含めて、この委員会で検討してほしいという御下命を頂戴しております。

施設の現状について御報告をいただきながら、また千葉県の社会的養護をどのような方向に持っていったらいいのか、御意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いします。

(千葉県児童福祉施設協議会)

千葉県児童福祉施設協議会の会長でございます。私自身、児童養護施設滝郷学園の施設長でございます。

そういうことで今日は色々申し上げたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

最初に申し上げたいんですけれども、これは委員の先生方良く御承知のことですけれども、近年、私ども児童養護施設に入所してくる子どもたちの6割から7割くらいが虐待を受けた経験を持つ子どもたちであると申し上げても過言ではないと思います。

こうした虐待を受けた子どもたちの多くは心に深い傷を負い、情緒面あるいは行動面で色々な問題を抱えておると、そういう子どもたちに対する適切なケアというものが当然必要であります。

時としていわゆる治療を必要ではないかと思われるケースも非常に少なくないということも申し上げてみたいと思います。

被虐待児はしかも年々増加しております。県内の16か所の施設、このうち県が所管する児童養護施設が14か所ですけれども、それぞれの施設は現在ほぼ満員状態でありまして、児童相談所の一時保護所も全く同様の状態というふうに申し上げてもいいと思います。

要養護児童の需要に追いつかないという言葉が悪いんですけれども、とにかくそういう子どもたちが施設になかなか入れない。一時保護所で1ヶ月では足りなくて3ヶ月、4ヶ月と待機をしなくちゃいけないというのも現状であります。

こういうこと自体考えて見ますと、その中には施設養護のあり方とか里親制度に係るような問題も入っていますので、後で少し触れてみたいというふうに思います。

こういうふうな子どもたちを私どもがお預かりしまして、本来の養育者に代わってケアをする、こういう

わけでありますので、当然のこととして、より質の高いケアを目指していかなければいけない、より一層の自立支援を行っていかなければならないというふうに考えております。

そのために、ケア形態の見直しであるとかあるいは小規模化、施設ケアの質的な向上等、そういうところを我々は目指していくわけでございます。もちろんこのことについては、そういう視点から見まして、当検討委員会が示している方向性と言いますか、そういうものに対して私ども大いに評価をいたしたいと思っております。

今日はヒヤリングということでございますので、率直に申し上げさせていただきたいと思っております。

まずこの「千葉県における社会的資源のあり方」という設定についてですけれども、少し抽象的で間口を広げ過ぎているのではないかというふうに思えます。これは印象としても申し上げます。

ここで今回出ました、論議をされた論点の整理等を見ましても、ここで論じられている内容からしましても「社会的養護のあり方」といった方がわかりやすいタイトルになるのではないかな、とこんなふうにも思っています。

社会的な養護を推進していく上で、その周辺の様々な社会的な資源をどういうふうに活用していくかというのが本来的な考え方であろうと思っておりますので、ちょっと気になるところとして申し上げた訳でございます。

この総論を見ますと、ほとんどが施設養護について言及した提言であるというふうに思えます。この中で、「施設中心の養護システムから家庭的養護(里親制度)への移行を図ることが必要である。」という提言もございまして。もちろん、施設養護全てを取りやめにして里親委託に移行するということではないというふうに思いますが、現在、専門里親の例でわかりますように、資格を有した里親は、伺うところによりますと全国で 100人を超えるというふうに聞いております。

しかしながら、委託率は極めて低いと、少し言葉が過ぎるかもしれませんが、欧米の形だけを導入しても、背景にある社会的な慣習あるいは風土、あるいは法的な整備が伴っていないという日本ではですね、少し無理があるように思えるというのも率直なところでございます。

被虐待児の対応にいたしましても、もちろんこれも委員よく御存知のとおりでございますが、司法的介入が容易にできるシステムあるいは豊富な専門職としての人的な配置に裏付けられていないわけですので、なかなか難しい問題ではないか。

ちなみに、千葉県では、養育里親に養育縁組を希望する里親が含まれているわけですね、その割合も極めて高いというふうに聞いております。「家庭的養護について」という中で提案されていることに加えて、養育専門に限定した里親を募集するといった必要もあるのではないかな、こんなふうにも思っていますので、これは、私どもからの1つの提言として申し上げさせていただきたいというふうに思います。

総論の第一番目に、児童虐待の増加や家庭における養育力の低下等複雑化した現在の家庭を取り巻く状況に対応するには、児童養護施設などの児童福祉施設への入所を中心とした対応では困難である、こういうふうに提言されております。

私どもも全く同様な考え方を持っております。虐待経験を有する子どもが入所児童の7割を超えるのでないかと先ほど申し上げましたが、そういう子どもたち、数もそうでありますけれども、虐待されたことによるトラウマによって様々な問題行動、そういうものも園の内、あるいは外で起こしております、それだけではなくて、情緒的な問題を引き起こしているそういう子どもたちによって施設生活全体が脅かされると言いますか、そういう状況に追い込まれているというようなことも時に出まいます。こうした問題で既に崩壊した養護施設というのものも、例えば栃木県、あるいは大阪で既にあったという報告も私どもも聞いております。

たまたま先年ですね、私も千児協として富士市にある県立の情短施設「吉原林間学園」を視察いたしました。その時、色々勉強させていただいたんですが、その中で説明された施設長のおっしゃる話ですね、情短の施設といえども、いわゆる虐待を受けた子ども、そういう子どもで情緒的に非常に問題がある、あるいは問題行動を持っている子どもたちが、3割を超えると情短の施設でも崩壊をしてしまいますよと、既にそういう例は全国でも確か3つと聞いたと思っておりますけれども、いくつかあって、情短の施設ではなくて

他の施設に転換して行ったというような話しも聞いてまいりました。

そういうことでありますので、いくつかの施設の例をあげて説明をいただいたわけですが、治療機能を持っていない私どもの児童養護施設にあってはですね、いかにそういう子どもたちの入所を、これからどんどん増えていくということに対して、対応が難しいかということをお聞きしたいと思っております。

2番目の施設養護についての「施設養護の質の向上について」の中で、情緒障害等の問題を抱える入所児童に対しては、施設内分園等により情緒障害児短期治療施設機能を持つ施設の付置の検討が必要であるというふうに提言されております。

今申し上げた状況等から見まして、私どもは、とても施設の分園として付置するというようなことではとても対応できないのではないかと、こういうふうに思っております。

しかも、先ほど例で申し上げましたように、非常に高い専門性というものが要求されるわけですから、当然、独立をした情短の施設という形で作っていただきたい。しかもこれは、民間では大変無理です。ぜひ県立の施設としてですね設置をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

先ほど委員長からですね、私ども情短施設の要求をしているというお話しがございました。実は、平成14年に私ども千児協として県議会に、情短の施設の設置促進ということの請願を出しました。幸いなことに、1人だけ反対された方がおりましたけれども、ほぼ全員一致の形で採択をされたわけでございます。

その後、機会あるごとに、私どもこの問題に対してお願いもしてまいりました。県議会におきましても、当時この請願は自民党から、与党から出ささせていただいたわけですが、その後現在まで、民主党の議員によって2度ほど議会においてこの問題に対して質問等がございました。

しかし、残念ながら、知事の答弁は、そういう方向を考えるとという程度の非常に消極的な答え方でありまして、ぜひ必要なので県立の施設としてやるんだというようなお答えはいただけていないところでございます。

ぜひこの委員会においても、その必要性を強く訴えていただけるようお願いを申し上げたいと思っております。

そのほか、この中のひとつの方向として、ケアの形態、その小規模化ということがうたわれているわけでございます。これについては私どもも当然だと思っております。現在国が小規模化を提唱している中で、虐待児対応の分園型のグループケアをやりなさいというようなことを言っております。

最初に申し上げましたように、施設としては小規模化という方向へいきたいということは当然ありますし、そういう中で、今ある制度を利用してそういうふうな方向を目指していきたいと考えているわけです。

ところが、いわゆる子ども6人に対して職員が1名という配置でですね、しかも建物その他そういう施設については園の外で設置をしなければいけないということで、まれに園の中で認められておりますけれども、原則的にはそういう形で指導されております。

そうなりますと、いろんな難しい子どもたちが6割、7割いるんだと申し上げた中で、ご考えをいただきたいんですが、一人の職員で365日6人の子どもに対応できるはずがございません。そうすると本体から職員を派遣しなくちゃいけないということになってくるわけですね。そういう問題が出てまいります。

そういうこととなりますと、なかなか数がいて難しいということになってまいりますので、どうしても虐待被害を受けた子どもたちに対応のグループケアよりも、もう1つ自立訓練型のグループケアというのがやはり国で出されておまして、ならばということではありませんけれども、どうしても難しい子どもについては本園の方で対応しなければいけないということで、今現在、県内の16施設の中でそういった自活型のグループケアをしている施設というのは現在4施設ございます。そのほか、私の聞いているところでは、2つの施設が18年度中に設置をしたいという方向だということに伺っております。

今日のこの委員会に出しなさいということで別紙で出してありますけれども、ぜひ当委員会でも方向性を示すだけではなくて、ぜひそうしたものを分園化していくために、財政的な支援体制にまで踏み込んでぜひ提言をしていただきたいと思うわけでございます。

先ほども予算の話が出ておりました。私も今申し上げたわけですが、現実の問題と絡めてその辺のことを少し申し上げてみたいと思うんですが、例えば、自活訓練型のグループケアと虐待児対応のグ

グループケア、その2つがもし県で作ってもいいよというふうに認められるとすると、それぞれ6対1で、6人に対し職員1人の配置ですから、一人ずつ、主たる主任とでも言いますが、ケアをする主任を1人ずつ配置をして、もう1人をそれぞれに対応できる、つまり1.5人の職員でそういうケアをするということができると非常に今以上にやりやすくなるということがあります。

ところが、国は、その2つのグループケアは並立することはまかりならんと、これが今の現実でございます。もちろん県も当然そういう形を取っているというようなのが現実でございますので、私どもとすれば、もしその2つを並立することを認めてもらえれば本当に苦しいですけども、職員1.5人で対応しながら、しかも小規模化という方向に進んでいくことができるんじゃないかというふうに思っております。

1つ例として申し上げますが、それと同時に、国は地域小規模施設というのも奨励しております。現在千葉県では、県立の富浦学園が昨年の秋にこのホームを立ち上げております。このホームについて職員の配置で申し上げたいんですけども、設置基準では常勤2人に対して非常勤の職員1名という形で対応しなさいと、こういうことであります。

今、これは所管は千葉市でありますけれども、18年度中に建物を建て替えようということでやっております双葉学園という施設がございます。この双葉学園はこの小規模施設を今年度中に作る予定でございます。

ところが、今申し上げた職員が常勤が2人、非常勤が1人という対応に対して、果たしてそれで子どもたちの十分なケアができるかどうかという大変な心配をしながら計画を進めているというところでございます。

ところがですね、昨年開設をしました富浦学園の例を申し上げますと、富浦学園は常勤3人に対して非常勤2人、つまり5名の職員で対応していると、こういうことであります。ぜひ、こういうような状況も現実でございますので、できればこの委員会でも官民格差の是正というようなことをお取り上げいただけると大変ありがたいなというふうに思うわけでございます。

そのほか、例えば現状について申し上げますと、ここに出てくるような小規模化ということにつきましては今申し上げたような形で私どもも努力しておりますし、この中に出てくる苦情解決についての提言とかもございまして。

これにつきましては私ども千児協として大変苦い経験を基にしているわけですけども、現在、施設生活等評価委員会という第3者機関、これはもう5年になります、を立ち上げて、1つは苦情解決という機能と、もう1つはやはりこの中で論じられている中心的な課題というのは、いわゆるケアの質的な内容向上ということであろうと思います。そういうことで、私どもも評価委員会のもう1つの機能として、それぞれ訪問していただいた施設の日常的なケアを第3者機関に評価をしていただくというようなことで現在やっております。

あと色々細かいというと語弊がありますがけれども、細部について色々ありますけれども、私どもの代表として花崎先生が委員として出ておられますので、また花崎先生の方からお聞き取りいただければありがたいと思います。

一応私のほうはこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。短い時間で恐縮でございますが、貴重な御提言などもいただいております。ありがとうございました。

それでは10分ほど御意見、御質問を頂戴する時間を取りたいと思いますがよろしくお願いたします。

私から1つよろしいでしょうか。情短施設が公設公営だというお話がありました。全国的に見ると公設公営はもう4分の1くらいしかないんですが、やはり県立でないはずでしょうか。

(千葉県児童福祉施設協議会)

先ほど申し上げた林間学園を私ども視察をさせていただきました。

すばらしい施設なんですね。敷地を確保し、しかも医療関係まで中に入れ、しかもすぐそばに学校があって、もちろん園内の分校の形は取っているようですけれども、そういう形でやる。すばらしい環境の中でやっておられる。あれはとても民間では資金力がないと思うんですよ。

現在、私ども残念ながら、県内に児童養護施設で申し上げれば16施設ございますけれども、とてもとても資金的に新しいそういう事業に対してやるうという、財政的な面でまずないということがありますんで、できればぜひ公立の施設でというふうをお願いしているわけです。

(議長)

そうしますと、今現在、千葉県には3つの児童福祉施設、公設公営の児童福祉施設があるわけですが、そのうち1つは国の方で民間には委託できないということになっている生実学校ということになるわけですが、他の2つについては民間委託、民間移譲もできるわけですが、この時代に新しい県立の施設を作るとするのは現実的ではないと。

そうするとスクラップアンドビルドということが考えられると思うんですが、それで県立児童院と富浦学園の民営化ということも今視野に入れて検討しているわけですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

(千葉県児童福祉施設協議会)

先ほど申し上げました平成14年に私どもは請願をいたしました。その時に1つの考え方として申し上げたものに、当時富浦学園が園舎が老朽化していると、その建て替えというような話もございまして、そういう中で合わせて考えてみていただけたらどうかというような案と、もう1点は生実学校に、例えば使われていない職員の宿舎があるといいますが、校長の宿舎ですかね、何かそういうものがあると、敷地的にも余裕があると、ですからそこに立てたらどうかというふうな具体的な形で申し上げた経緯がございます。

ただし、委員長から御指摘いただいたとおり、今世の中全体がそういうものを作るというものに対して色々あるところですから、できれば既存のものを利用しながらということも当然考えていかなきゃならない。その場合に今児相のほうから県のほうに提案されていることだというふうには伺っておりますけれども、袖ヶ浦の福祉センターですね。あそこには医療機関もまだ現存しているということから、あそこを利用することも1つ考えられるのではないかなというふうに思っていて、私どもも児相の提案・考え方には大いに賛同いたしておるところです。

(議長)

そうしますと公設民営という形になりますね。袖ヶ浦は民間ですから。そういうことをイメージされている。

(千葉県児童福祉施設協議会)

公設民営までは立ち入ってまだ検討はしてませんが、考え方としてそういうことも、これから出てくるのではないかと思います。

(議長)

はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

2つありまして、1つは意見風なことになっちゃうんですが、会長さんの方から養子縁組希望者、里親の中で養子縁組希望者が非常に多いという話を聞きました。先週の日曜日でしたかね、県のほうで不妊、子どものできない人たちのためのシンポジウムがありまして、私もそこで里親の話をしたんですが、ちょっと思いを新たにしたのは、非常にそういったことで悩んでいる人が多いんだなあということですね。

養子縁組希望者あるいは養子縁組をする人たちも社会的な養護の認識は薄いかも知れないけれども、子どもたちにとっては大変それは素晴らしいことだと思いますので、今里親制度には含まれていないんですね、養子縁組そのものは排除された形になってますので、むしろ里親制度の中に養子縁組を含む必要があるかな、養子縁組した後もサポートが必要な場合がありますので、そういうことをちょっと考えております。ですから、一概に否定はできないかなと思っております。

もう1つ、これは御質問でもあるんですが、先日、里親会で自治医大の小児精神科のお医者さんで石岡先生という人とお話し、講演をしてもらったんですが、その中で里親はやはり虐待の多い子どもたちを受け入れてる、そういう中で治療的な関わりのリソースだと、里親をそういうふう考えているというよ

うなことで、実際里親としてもそういう自覚が必要な時代にはいったのかなという思いがありまして、そういうことを考えますと6～7割が虐待の施設の中で治療の必要を感じてる、いわゆる治療的なアプローチというのが施設の中で行われてるんだろうと思うのですが、里親の取り組みとしてはまだそこまで行ってないんですね。

ですので、施設で行われている治療的なアプローチがどういうものなのか、それが里親のほうへも支援をしていただける、そういうことがあり得るのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思っております。

(千葉県児童福祉施設協議会)

後のほうの問題から申し上げますと、今現在ですね、児童養護施設においてそういう治療ができると、あるいは治療に近いような対応ができていると、やってるといような状況はないというふうに思います。

ただ、いわゆる医療機関へ通園の形で行って、そういう意味での治療を受けているというようなことはございます。それと心理療法士によるカウンセリング等というのは当然行われているというところ、そんな程度かなと思います。施設でそういう機能を持っているということはないと思います。

(議長)

その他いかがでしょうか。もう2～3分ありますので、よろしかったらどうぞ。

(千葉県児童福祉施設協議会)

最初に申し上げたことについてちょっと。

(議長)

はいどうぞ。

(千葉県児童福祉施設協議会)

私も、純粹里親について非常に少ないよということについては申し上げましたけれども、先生の方から御指摘いただいた養子縁組ということについては当然それはあってしかるべき話だと、当然そういうことがあればどんどん進めて行ってもいいんじゃないかと思っております。それがいわゆる里親の制度の中に入らないということが今ありましたけれども、入れるかどうかということは別問題にして、当然そういう必要はあるのではないかなと思っております。

ただ、その場合にいくつかあるのかなあと、つまり1つにはそういう養子縁組をするということが今の日本の社会的な風土の中で、ごく自然に受け入れられるものなのかどうかということ、これはもう昔からあるわけですね、当然あるように思うんですけども、実はそういうふうな縁組をした後でいろんな問題が出てきて、解消しなくちゃいけないというような問題が実は沢山あるんじゃないかというふうに思われます。

もう1つが、進めていく中で、これはカナダの例で私そのことを実際に向こうで見ていただいて話を聞いて驚いたんですが、子どもと養子縁組をする、そうするとその時にですね、ちゃんと絵本になって、コウノトリが赤ちゃんを運んで来る、そういうような場面から、簡単な絵本になって説明があるんですね。子どもが絵本を読むような年齢になる、あるいは読んで聞かせるような年齢になると、里親が、あんたはいくつのときに家にもらわれて来たんですよというような絵本でお話をすると。そうすると、その子がもの心つくころにはそのことは当然のこととして何の違和感無く受け容れている。従って、最初に言った後で色々な問題が出てくるというようなことはどうもないというようなお話を聞きまして、これはまた素晴らしいなと思いました。

その辺かなり日本的な風土とは違いがありますのでね、どうなのかと思いますけれども、養子縁組ということはやはり必要なことだというふうに思います。私の施設も実は、すぐ近所、60m位のところでね、当時銚子児童相談所ができて間もない時に、赤ちゃんを保護しなくちゃいけないというときに、たまたまその家でその子をもらって、今育てて立派にやっているという例があるんですよ。

たまたまその子の生まれる前から色々あって、当時の民生児童委員が関わって生まれるとすぐその子をこちらへその子を入籍してわが子として育てるといような確か経緯を踏んだと思いますけれども、ですから、私は否定すべきものじゃないと思います。

(議長)

時間がまいっておりますが、はい、では短くお願いします。

(委員)

今の里親の問題なんですけれども、養子縁組の件について、養子縁組が子どもの最善の利益にかなうことは充分あるわけですので、ただ、社会的養護の一環としてのものであるかどうかの視点だけははっきりしなければならぬと思うので、それをどうするかのところの問題なんだというふうに思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。会長さんから御指摘をいただいたもう1つの点、公民格差の是正をということは、委員もこの委員会の中で強く言っていただいておりますので、そういう意味では提言の中でぜひ反映させていきたいというふうに思います。

また、情短施設についても、こうした分園方式ではなく単独設置を考えるべきだという御指摘をいただきました。ありがとうございました。

それから最後に、会長さんがおっしゃったいわば待機児童ゼロ作戦というのは、保育の問題でなく養護の問題なんだという事は、我々も本当に肝に命じていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それではお待たせをいたしました。人力舎さんのほうからNPO法人児童自立援助ホーム人力舎の御経験を基にしながら、自立援助ホームについてのヒヤリングをさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

(人力舎)

人力舎です。よろしくお願いします。

平成16年4月に初めて開所しまして、何とか2年を終わろうとしております。そういった意味で、こちらのほうに来てさせていただいてお話をいただくことということ、この1年半をやってみた結果として、今後何が必要なのかということだけになってしまうかと思いますが、よろしくお願いします。

まず、先ほどファミリーグループホームのほうからもお話がありましたけれども、経済的な運営状況については壮絶な1年半を過ごしてきました。初年度でいえば補助金は年度末支払いということで、平成16年度分が平成17年3月末という状況でしたので、1年間の状況は全く公的補助なしというのと同様の状況でやってきました。

そういう状況でしたので、職員についてはホーム長給料なしというような状況でやってきました。家具家電一式からお米、調味料、また地味な話ですがトイレトーパー、ティッシュにいたるまですべて寄付でやらざるを得ないという状況があります。

そんな中で、1年半の間で延べ14名の子どもがホームのほうで生活しました。年齢については15歳から20歳まで、20歳を超えてホームから出て行った子が2名おります。

ケースについては非行、ボーダーラインの子ども、被虐待児、家庭内暴力、引きこもり、精神疾患等々の色々複合的な型を抱えた子どもたちが入所してきています。

ただ、自立援助ホームに関しては、指導というよりも生活ケアという部分が非常に色濃い施設です。要するに彼らがホームを巣立って出て行っても、抛り所、止まり木となる機能を果たしていこうと。そういう意味では生活ベースをどう守っていくかということが一番大きな課題になります。そういう意味ではまず建物、人ですね、それから子どもたちを暮らさせていけるだけの生活、この3つをどう守っていくか。そういった意味では現在の年間519万円の国庫補助のみということでは、とてもとても運営を継続していくのは困難だと思いますし、新規施設が立ち上がるとしても、かなりの困難さを要求されるかというふうに思います。

全国で現在35か所以上の自立援助ホームができています。もちろん都道府県によって単独補助の状況についてはまちまちですけれども、昨年出来た滋賀県では県単で2,000万円上乗せがついているという状況があります。従前から言われておりますが、東京、横浜市というところでは1,000万から1,500万円程度の補助がついているという状況があります。

ただ、5~6名の自立援助ホームを1年間運営するのに相場といたら誤幣がありますけれども、大体1000万円は必要であろうといわれています。そういった意味では半額での運営は非常に困難であります。

どうしてもお金の話になってしまいがちですが、あとは、子どもたちのニーズというところにいきますと、やはり就労を継続していくということ、そのことが非常に困難な子どもたちです。

今私たちのほうではその子どもの生育状況や本人の特質を踏まえた上で就労の場を与えてくれる雇用先を自己開拓しているというような状況です。そういった意味では、職業里親との連携というのが今後充足していくと、非常にやり易いのではないかと思っています。

それから、資格取得についてですが、やはり身寄りもなくバックアップもほとんどない子どもたちですので、彼らが生涯生きていくための必要な財産として資格というものが出てきます。今若年者の雇用促進云々にしても、これはある意味誤弊がありますけれども、お金のある子どもたちが受けられる制度になっています。資格取得支援についてもある程度の生活が出来るだけのお金を持っていないと受けることが出来ません。まず生活ベースを整えていかなければいけないというのが援助ホームにくる子どもたちですので、こちら非常に受けにくい体制があります。できれば職業安定所や雇用促進などとの連携の中でなんとか援助ホームに来る子どもたちが資格を取得しやすい援助を考えられないかと思えます。

自動車免許についてももちろん同じです。免許取得に30万円必要です。洋服を1,2枚しか持ってこない子どもがホームで30万円貯めるのは至難の業だし、かなりの時間がかかります。そうすると、やはり自動車免許ということも難しいということがあります。

もちろん自分の意思で高校進学をしないと決めて一度働いたけれどもうまくいなくてホームに来たという子どもたちのなかにも、振り返ってみてやはり高校卒業の資格がほしいという子どもたちもおります。これも同じでして、定時制高校や通信制高校であればある程度安いお金で行けるうですけれど、基本的に4年間という時間が必要になります。そうするとその4年間をどこで生活することになるのかということも出てきます。

こういった子どもたちの場合、自立援助ホームから4年間高校を高校卒業資格のためにホームを提供するというのは非常に難しい状況があります。他の入居者との兼ね合いということも出てきます。そうすると里親家庭等で15,16歳以上の子どもで高校を卒業するまでというところをケアしてくれる里親との関係作りがまずひとつかなと。もしくはこちらの自立支援施設生実学校との連携も必要かなと。何とか彼らの高校卒業したいという希望をつないでいくための他機関との連携が必要だろうと思っております。

もちろんかといって、4年間続くという子どもは非常に少ないと思いますので、連続的なケアということでいえば、里親さんや生実学校、もちろん養護施設もそうですが、高校卒業のための挑戦をし、もしそこでくじけたときは再度自立援助ホームという流れも考えてのことです。

里親の充実ということがかなりウエイトを占めて書かれているように思いました。現在の里親への委託状況ということを考えていきますと、これは私個人の考えですが里親家庭とケースをコーディネートしていく場所、そこの力が非常にどうなんだろう？という気がします。

登録里親たちの状況であるとか、家庭状況、経験を十分に把握できるひとつの機関というのが必要だろうと思います。情報が集約されて子どもたちの最善の利益に見合う里親とのマッチングが図っていける機関もしくは仕組みが必要だろうという気がします。

そして、委託された後の養育に対する不安であるとか相談であるとかそういった部分については、私個人の意見では児童養護施設が担っていくべきではないかと思えます。

やはり養育のプロとして児童養護施設が、例えば施設のある地域の里親さんに子どもが委託された場合、この地域にある養護施設が里親のバックアップ機能を図っていくというような形が取れていくといいのではと思います。

4番ですが、私たちは社会に出て行く子どもたちの出口の部分を担当しているという状況ですので一貫したケア、ぶつ切りのケアではなく乳児院、養護施設、そして自立援助ホーム、それから自立援助ホームから社会に子どもたちを促していくまでの基盤といえますか、そういった意味では自立援助ホームへ来て、その先は住み込み就職かアパートを借りていくかしかないんですね。

果たして子どもたちの就労への力というのはどうなんだろうと思いつつも、援助ホームとは切れてしま

う社会の中に投げ出さざるを得ない。そのワンクッションという中で、子どもたちの能力や適性、もしくは仕事をしていくというものへの気持ち、そういったものを担うための作業的なものであったり、働く経験をする場であったりというものを、児童養護施設、自立援助ホーム、自立支援施設それぞれが利用できるようなひとつの就労体験の場というのが、企業主さんや専門資格を持つ方の協力をもって設置していくことが出来ればいいのではないかなという感じがしています。

そして最後に、身寄りのない子どもたちです。この子どもたちが社会で生きていく中でどうしても保証人という問題にぶつかってしまう。今アパートを借りるのに16,17歳では保証人2人以上いなくては借りられません。ただ、それを持たない子どもたちもいます。そういった意味で、私たち自立援助ホームで保証人をやるかということになると、NPO法人であり公的経済援助もかなり厳しい中で、正直言って保証人になることはできません。そういう意味では公的な保証人制度というものがこれから必要になるだろうと思います。

私たち、なけなしのお金の中で結局は着の身着のままに来る子どもたちの基本的な生活備品、それから彼らがこのホームで生活していく中で職場に対してしてしまった、例えばお金を盗んでしまったとかそういった弁償金、それからホーム料についても月3万支払うことになっていますが払える子どもは半分です。半分は払えません。そういったものすべてホームの持ち出しとすることがあります。いつ返ってくるかわかりません。お金を持ち出しながらやっている中で保証人まではとても手が回りません。全国の自立援助ホームも国庫補助だけでやっているところは同じ状況だとは思いますが、本当にかなり厳しい、頭の半分をお金が占めているといっても過言ではないと思います。

やはり十分な経済的援助がバックボーンにあること、それが継続的な人を雇っていく力にもつながり、生活の場を守っていくところにもつながりますので、それについては何とかお願いしたいというような現状です。

(議長)

ありがとうございました。厳しい状況の中で自立援助のために御尽力をいただいている人力舎さんのから御報告、御提言をいただきました。10分ほど御質問の時間を頂戴したいと思います。

(委員)

今的人力舎の現状についてはよく存じ上げておりますので、今おっしゃったことは全くそのとおりだと思います。私たち施設の側としても自立援助ホームがもっと増えていけないとと考えておりますし、それから先ほどの人力舎さんの話の中で、里親との協働ということについて、どこかで掌握できる機関があればいいじゃないかという御意見がありましたね。

そのことについて、さきほど私も委員に質問をした情報の問題なんですけれども、何かそのへんのところでの工夫が必要なのかなというふうにも思うことと、お金がないということも県でどこまで出していただけるのか、今すぐの状況としては難しいと思いますが、でもどんどん言わなければいけないし、やらなければいけないこともあるわけですから。

その中で、進学を希望する子どもたちが多くなってきているということ、もともと私たちは仕事をするためのワンステップとして、社会に出るためのワンステップとして自立援助ホームを考えていたわけですが、でもやはり自分で勉強したいという子どもたちのことについて、学資の面ですよね、そういう面を考えますと、地域とのいわゆる社会的資源をどう活用していくかというこの方法だと思いませんか。その辺のところでは何かとつながりがあるとか、あるいは案があるということはありませんでしょうか。

(人力舎)

地域とのかかわりの中で彼らの自己実現というかそういったところについていくと、どうしても仕事としての資格取得については、地域の方々とやり取りが出てくるんですが、どうしても学業、高校卒業の資格となると私も今あぐねている状況で、正直言って具体的な案はないです。

(委員)

たとえば商工会議所とつながっていくとか、何か地域の中にあるお金と資格と職業とつながっていくような関わりというのはありますでしょうか。

(人力舎)

商工会議所さんのほうとは当初からやり取りを進めているんですけども、現状を言うとなかなか難しい。この不況の中でやはりなかなかそういう子どもたちの受け皿になっていくものが少ないといわれています。ただ、そこから少し広がりを見せて今2件ほどですけども職業体験としてそういう子どもたちの受入をしている関係は出てきています。

まずホームのほうにやってきてきちんとしたアルバイトであるとか、正職員とかの仕事に就く前にまず働いてみるということ、毎日朝起きて仕事に行くということを体験させてもらう場所というのは、やはり地域の中で商工会議所さん等々のつながりの中で広げていこうと思います。

(議長)

何かありますか。はい。

(事務局)

先ほど予算の話がでていたかと思えますけれども、平成18年度から自立援助ホームにつきましては県単で1名分の人件費として、1施設1,759千円の予算を計上しております。ただ、これは2月の議会が通るという前提でございますが、そういうことで要求させていただいておりますので、ここでお知らせいたします。

(議長)

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。御質問を中心にしたいと思いますが、はいどうぞ。

(委員)

今商工会議所が出ていましたけれども、例えば西船橋にジョブカフェがありますね、ああいったものであるとか、行政の中でフリーター対策のような形でひとつ取り組みがあるわけで、千葉の駅の周辺にもありましたね。そういうフリーター対策の窓口、行政の取り組みとはまた違うかもしれませんが、何か連携を取れてやっていければいいのかなと思います。その辺の関わりはいかがですか。

(人力舎)

情報としてはそのような窓口があるというのは把握していますが。

(議長)

私からひとつだけですが、自立援助ホームが全国約40か所弱ということですが、もし資金調達とがあると、例えば1,000万円の相場だとおっしゃいましたが、1,000万円が確保されたら、千葉県内でも自立援助ホームがかなり増えていくという思いはお持ちでしょうか。

(人力舎)

増えていくと思います。もちろんどういった形、中身という問題も出てきますので、お金があればできるという話でもないですから。ただ、1,000万運営ができるという基盤というのはかなり安心材料になっていけると思います。

(議長)

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。もう時間があまりありませんが、よろしかったら御同席いただければと思います。

今、4つの機関から、千葉県里親会、里親型ファミリーグループホーム、千葉県児童福祉施設協議会、児童自立援助ホーム、特に、全員民間のほうから運営の厳しい状況等々と、その中で子どもたちの自立支援のために御尽力をいただいている姿を、つぶさに御報告をいただきました。

10分ほど意見交換の時間を取りたいと思います。まだ皆さんいてくださっておりますので、補足の質問等でも結構ですし、それから次回からは進めていくわれわれの議論の前に確認しておくべき事項とか、そうしたことがございましたら、ぜひ委員の方からお願いしたいと思います。

《意見交換》

(委員)

これはどうなのかとは思いますが、里親制度を推進していくことについて、委員からの報告の中

の後ろのほうにありますけれど、里親制度が知られていないだけでなく、地域でいじめや偏見があるということがありますよね。

やはりこれは、社会的養護についての里親の認識を極く一般的なありふれた形にするための活動というものが、いろんなところで言っているんですけども、必要だと思うんですね。

パンフレットがあるとか色々なことがありますけれども、まだまだ不足だと思います。今度何かテレビの放映があるというふうにも伺っていますけれども、何かこの辺について里親会としては何か予定とか計画とかいうのがあるのでしょうか。

(委員)

里親会と県と合わせて、このパンフレットもありますけれども、初めて里親の広報活動といいますが、里親希望者に対する告知みたいなことをやっていきたいと思っております。なかなか難しいですね、世間の価値観といいますがそういうものですので、なかなか難しい。

例えば、地域や学校が必ずしも里親を差別的に見ていなくても、里親の側がいじめの対象になっては子どもに対して可哀想だなみたいなことから、排除してしまうような、本人がそういうフィルターで思ってしまうようなこともあるんだと思いますね。

それから先ほど、養子縁組希望者が圧倒的に多いということもありましたけれども、里親のPRがなされていないために、養子縁組の希望者だけが里親登録の希望になっていくというのは、そこが悪いんじゃないかって、社会的養護をしようというような里親へのPRが不足しているから目立つんだろうと思いますんで、委員から言われたことで、養子縁組希望の里親というものを社会的な資源として見るかどうかということに関しては、もうちょっと議論してもいいかなと思いますね。

本当に私の実感として、この間不妊といいますが子どものできない人たち向けに、私は女性だけが来るのかと思っていたのですが、夫婦で来るんですね、今、若い人たちというのはね。真剣に聞いていましたし。そういうことを考えると、片方では困っている子どもたちがいて、片方では子どもができないで困っている人たちがいるわけですから、充分私は社会的資源として認識すべきかと思ったりしております。

(議長)

御発言ありますか。はい、お願いします。

(里親型F G H)

養子縁組の方が縁があって自分のところに委託された子どもたち、すごい試し行動とか色々な問題を抱えて、それを乗り越えた時に養育に変わっていくんですね。そういった時の体験というのは実子を育てた時よりも深いです。それを私、つぶさに見てまいりました。

ですから、養子縁組ですからという形よりも養育という枠組みに考えた時には、養子縁組にとらわれないもののとらえかたをしていかなければ、これからの養護という部分についてはかなり難しくなっていくのではないかなと考えております。

(議長)

ありがとうございます。ちょうどこの話が出たので、里親大会などもできれば我々の論点整理の中で、ファミリーサポートセンターの人たちに期待をすべきだと提案しているわけですから、パネリストの中にファミサポの経験者が入るとか、ファミサポの人に来てもらうということが、これが「求む里親」という大会ですから、村の中で議論してもしょうがないわけですから、村の外の人に知ってもらうことが大事なわけなので、ファミサポの方がパネラーとして入っていただくとか、そういう企画をすべきではないのかなというふうに思っています。

是非ですね。今日の話をついでながら、後でまた申し上げたいと思いますけれども、制度はあるし企画はされるんですけども、それが本当の目的に合ったやり方で動いていないという現実をですね、色々今日は聞くことができました。それは、お金をかけなくても改善していけることだろうというふうに思います。

年度末までお金が来ないんだったら、年度当初に出せるような形で、それが技術上の問題ですから、行政上の技術の問題で、そうした技術の問題をかなり改善していけることがあるのかなというふうに思いながら

聞かせていただきました。他にはいかがでしょうか。

(委員)

千児協の会長のお話の中にありました自活訓練施設と虐待児対応の施設が、国では併設、同時にやるのを認めていないというわけなんですけれども、それも理由があるんでしょうけれども、千葉県の社会資源のあり方を考えていくわけですから、国が認めなくてもニーズがあれば千葉県はこれを開いていくというふうな方向性が必要なのかなと思いましたのと、今の人力舎さんのお話を伺いまして、やっぱり、自立援助を目指して施設を開いたにしましても、既にそこからの自立困難の子どもたちも増えてきているということもあります。やっぱり、これはこのままで行けば益々状況が増えてくるのかなあと、これもやっぱり千葉県独自の支援制度を上乗せするなり何とかして、今、母子生活支援施設から退所する子どももできればお願いしたいなと思っている子がいるわけなんです。もう少し数が増えたらいいなというふうに思っています。そのためにはやはり、熱意にある人が手を挙げやすい環境を作ってあげないといけないのかなと痛切に感じました。

(議長)

はい、ありがとうございました。委員どうぞ。

(委員)

ニート対策はいずれ課題になると思うんですね。その時、自立援助ホームの役割ってもっと大きくなるから、やはりできれば千葉で政策的にやっていただけたらと思います。それが1つと、社会的養護と養子縁組の話が出たので、私は養子縁組の里親さんに、今、フレンドホームをやっていただきたいんですよ。

何らかの形で社会的養護の子に触れていただく、そういうことによって御自分が子育ての体験を持つこともできるし、社会的養護に対する目も開かれていかなあって、結局は子育てにプラスになると思うんですね。ですから、フレンドホームというか一日里親というか、何らかの形で、施設にボランティアに行くとか、そこで養子縁組里親さん、養育家庭里親さん、施設との何と云えばいいんでしょうか、子どもを通して色々な触れ合いができて行くと思っております。

それと、人力舎さんのお話を伺って、今度国が里親の職親制度を作りましたよね、それを何とかできないかと思えます。職業的里親ですね。久々取り上げて制度化したので何とかできないかと思っております。それで地域とのネットワークができないかと思えます。

それから、あと、県の方にまとまったお金の寄付があった場合ですね。基金化して就学資金とか就労資金として後で返してもらえるかどうかわからないから、今果実が無い中で基金が運用できるかわからないんですけれども、やっぱり今のニート対策を考えると基金を作らないとNPOだけではちょっと大変かなと思っております。

(議長)

はい、ありがとうございます。その他にはいかがでしょうか。とても大切な御指摘だと思います。

(委員)

私も民間ですので、今日の話は切実によくわかるんです。千葉県はNPO立県といって非常に沢山のNPOができています。熱意のある人は、私ももう3つ立ち上げたんですけれども、熱意のある人は一生懸命やるんですが、NPOの仲間たちと話す、熱意だけでやれるのは3年だよとか言ってるんですね。つまりお金がないわけです。寄付に頼って行くわけなんですけれども、今基金とおっしゃいましたが、私のところは基金なんですけれど基金にするお金が無いわけです。それをやはり寄付に頼るしかないわけです。

千葉県はもうほとんどお金は出てこないんですね、いくら頼んでもね。ですから、お金がないと人も集まりませんので、人材的にも非常に苦しくなってきます。これは何とかやはり、こちらのあり方検討委員会の意見も当然、民間活力を生かすという方向に進んでいくとは思いますが、民間に行くにはやはり民間を育てるためのグラウンドをきちんと立ててから、情報とか援助が絶対必要だなということを私は改めて感じました。

(議長)

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。もう1人や2人ございましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。よろしければ今後の議論ということもありますので、少し私の方から提案というか感じていることをいくつかお話をさせていただいて、それに基づいてまた今後の進め方ということですね、御意見をちょっとだけの時間となりますが頂戴したいと思います。

1つはですね、これまで3回のヒヤリングをさせていただきました。

それを踏まえて次回から論点整理を踏まえて、少し、千児協会長さんからもお話がありましたけれども、具体化をしていくということになります。

今年度は基本方向を出すという形になります。細かなことについては次年度以降ということになります。今年度と言ってもおそらく3月だけではまとまらないと思いますので、4月にもう1、2回議論をして、連休明けぐらいに基本的な方向ということで提案をさせていただく、ここがすごく大事な所になると思います。

その後は割りと技術的なこともあるので、事務局というか県の方でかなり具体化作業を進めていただくと、我々いわば県の行政に携わっていない者にはわからないことが多々ありますので、そういう意味では事務局サイドの力が必要になるということですが、その前の基本方向ということでは私どもの意見もかなり重要になって来るというふうに思います。

そういう意味で、1つはですね、今回は、3回にわたってヒヤリングをさせていただいたこと、これは基本的な論点整理メモに基づいて、あるいは県立施設やあるいは児童相談所については中間取りまとめなどに基づいて御意見を頂戴していますので、その御意見をこの中間取りまとめや論点整理の下に御意見を落とし込んでいただくと、論点整理の下に赤字が何かですね。そして、その上でこの議論を採用、採、不採というのも変ですけども少し議論を進めていくための素材を事務局に作っていただけないだろうかというふうに1つは思います。

今日、例えば、人力舎さんの御意見、あるいはひろせホームさんの御意見、千児協さんの御意見などをペーパーにいただいたものとそれから口頭で御説明いただいたものと両方ございますので、それらを論点整理メモの下に字で落とし込んでいただくということにしたいと思います。

2つ目はですね、これまでのお話が出ておりましたけれども、近県との比較について少し考えていくということが大事かと思えます。例えば、ひろせホームさんのほうも人力舎さんのほうもお話しがありましたけれども、近県でどのような補助制度があるのか、あるいは近県と比べて千葉県の特性はどうかということと比較していくことが必要なのではないかと。そういう意味では、近県との比較についてのそれぞれのものについておまとめいただいたものを事務局の方でお願いしたいというふうに思います。

3点目は、今日を中心に様々な技術上の問題が出て来ました。技術的に、技術というのはいわゆる援助技術の話をしているわけではなく、行政上の技術の問題ですね、要綱を改善すれば良いとかですね、あるいは規制を緩和すれば良いとかですねというような話になるわけですが、それについて様々な御意見が出ておりましたので、それを少し事務局のほうでまとめていただきたいということです。

そしてこの問題についてはこうすれば改善できる、あるいはこれは国のほうの改善がないと無理だというようなことであれば国のほうに要望すれば良いわけですから、私も国の児童部会の委員をしていますので、ここで出た意見は国のほうで申し上げたいというふうに思っています。

ただ、その場合には、県のほうでできる工夫は全てした上で、国のほうでこれは無理だということであればそれをやっていきたいと思いますが、そういうことを、技術上の問題でやれないかどうか、これを工夫していくことが必要だろうと思います。

そういう意味で、そういった運営上の問題、技術上の問題についての改善点、これも挙げていただければありがたいと思います。そして、その上で、それについては我々そんなことがどうしてできないのというような率直な疑問になりますので、それについて県の方から御説明をいただくというような形で、この3つの資料ですね、ぜひ、今後基本的な方向を取りまとめる上で必要なというふうに思いますので、ちょっと来

週までには無理な部分があると思いますけれども、来週とりあえずこれというような形で出していただきながらディスカッションをしたいと思います。

最低限、今までのヒヤリングをしていただいた御意見を論点整理あるいは中間取りまとめに落とし込んでいただいたものは来週お願いしたいと思います。これが1点、今後の方向です。

それからもう1つは、実は昨日、東京都の児童福祉審議会がありました。

委員が社会的養護の自立支援の問題に関わった報告書が出されておりますので、既に行っていると思いますが、もう1つは児童相談所のあり方についての抜本的な改革と、それから公設施設についての民間移譲についてのペーパーが、報告書が2つ配布されていまして、御紹介させていただきます。

インターネットをお持ちの方は、東京都の福祉保健局のホームページを見ていただきますと、全て本文も載っておりますが、今日ここで御用意いただいたのはまとめの部分だけです。1つが、今配られておりますが、児童相談所の改革をするということで、子ども家庭総合センター基本構想でこれは中央児相を強化する、そしてそれ以外にも児童相談所を再編成するという提案がなされています。

もう1つは、福祉健康都市東京ビジョンということで、新聞にもこれが載っておりましたけれども、既に東京は公設施設を民営化しておりますけれども、公設民営しておりますが、それを民間移譲するという提案をしております。

もちろんこれが良いとかいうことを言っているわけではありません。こうしたことも、やはりもう時代の変わり目ですので、千葉県として全体的な改革をですね、進めていかなければならないのではないかと思います。これらは実は審議会などで議論したものではありません。もちろんそうした提案を受けてはいますけれども、

都庁内で関係者が集まったプロジェクトチームで検討を行っています。私は、再々、これまで、千葉県の中に事務局レベルでこうした問題を考えるプロジェクトチームを作って欲しいということのを再々提案をしておりますけれども、ぜひ我々の審議会の議論と並行してですね、県庁内でこうしたプロジェクトチームを作っていて、そして並行して進めていくということにさせていただければということ、事務局に昨年からは要望しておりますけれども、重ねて要望させていただきます。

その上で一緒に組んでいければと思っております。そんなところで少し感じていることをお話をさせていただきましたが、何か委員の方からございますでしょうか。

こうしたこともしていく必要があるのではないかと御意見がありましたらお願いします。

(委員)

このあり方事業の論点整理の中の、今後の随時検討することだというのがありますが、そのあたりはどういうふうな形で進めていきますか。母子生活支援施設のこととかも入って来たりしますので、今日のこの中かあるいは別の機会なのかとか。

(議長)

今回やっていくことになると思いますけど。千児協会長さんのお話にもありましており、全てを総花的にやっていくのはかなり困難ですから、基本的な方向を出した上で、次年度以降ですね、少し各論に入りながら1つ1つの問題について取り上げていくことになるかと思えます。

その時におそらく、この形で行うよりは例えば分科会のような形でですね、児童相談所の問題、虐待死の検証委員会の方から宿題をもらっていますので、児童相談所の問題をしっかりやるところと、それから社会的養護の分野ですね、児童相談所だけではなくそこは前回市川市のヒヤリングもありましたけれども、民生児童委員を含めた地域でのサポート体制、それを含めた相談援助体制のものが1つと、それから社会的養護のものともしかしたら分科会のような形でやったほうが効率的かなとも思うんですが、どうでしょうか、今ちょっとそういう話が出ましたのでちょっと御意見を頂戴したいと思います。いかがですかね、よろしいでしょうかね。(その方がやりやすいと思う旨の発言あり。)やりやすいかもしれませぬ。

ではそのような方向で、基本方向についての取りまとめが出た後は分科会方式でやっていくということで、これは事務局の方とも相談をしないとあれですけども、以前からそうした提案については出してあります。

なので、事務局のほうでも考えいただいていると思いますけれども、そんな方向を少し考えていくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

千児協会長さんからお話のあった件ですが、情短施設の設置というのはこれから大きなテーマになると思うんですが、平成14年に県議会への陳情が採択されたということと、それから、児童相談所からの提案として袖ヶ浦福祉センターをというようなお話しが出ているということで、こういうところに関する資料が必要だと考えます。

(議長)

はい。何かありますか。

(中央児童相談所長)

児童相談所のお話しが出ましたので言いますけれども、改めて資料はございません。所長会議の時に、本課の課長さんとかがお見えになった時に、情短施設のことが出た時に新規に作る云々の中で、そのうちの1つとして袖ヶ浦センターの活用はいかがですかというだけで、特に資料等はございません。そんな話が出たということです。

(議長)

そうですか。要するに県庁内でそれが議論されているということは全くないわけですね。わかりました。何かそういう要望書とか意見書とか、あるいはひろせホームさんのほうでお話をさせていただきました他県の里親型ファミリーホームの補助金とか体制とか、そういうものについてできれば今日ヒヤリングさせていただいた先生方からありましたら、事務局のほうへぜひよろしくお願いします。

要望書はあるんですね。千児協から県議会に出された情短施設の設置についての要望書、あるいは最近出された要望書でも結構でございますので、御意見は今日伺いましたので、もしそれがありましたらお願いします。何かありますか。

(委員)

今年度中に基本方向を定めるということなので、アイデアレベルなんですけれども、先日本を読みましたら、いわゆるGDPってありますよね国民総生産という、いわゆる経済指数ですけれども、GDP以外にもいろんな指数を「幸せ指数」みたいなものを作っているわけなんですけれども、この論点整理をして基本方向を定める中で、子どもたちの「幸せ指数」みたいなものを作ることによって、方向性をこういう方向にもって行くことが可能なんじゃないかとかいうような、GDPとはまた話が違いますけれども、この県として取り組む指数みたいなものが作れると、私たちこういう方向で進んでいくということが明確になるのかなと思って、まあアイデアレベルです。

(議長)

ありがとうございます。実は今、子どものウェルビーイング指標というものが開発途上ですがされておりまして、それで施設の子どもたちと学校の子どもたちにやってみた報告なども少しずつ積み重ねられております。

手元には、今持ってませんが研究室にありますので、そうした子どものウェルビーイング指標を開発し、そして例えば千葉県施設の施設何点とかですね、もちろん指標そのものをまだ見て行く必要があるわけなんですけれども、例えばグループホームの子どもと大舎制の子どもの比較をしたりですね、していくようなことも将来的にはぜひ、来年度以降テスト的にやっていくことは必要かなと思います。

ありがとうございます。よろしいでしょうか、他には、よろしゅうございますでしょうか。

はい、それでは、今日のヒヤリングの御意見をまとめますと、社会的養護にかけるお金を抜本的に増額して欲しいということが共通だったように思います。そのことと、そのためには資金調達の方法、公民のお金の調達の方法を考えていかなければいけないということが共通の認識かなというふうに思いました。ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして今日の委員会を終わらせていただきます。4人の先生方、本当にお忙しいところ、特に3人の先生方ですね、おいでいただきありがとうございました。ぜひまた今後とも御意見などをお寄せいただければと思います。

事務局のほうに御意見をお寄せいただければ、まだこの中でも紹介していただけるというふうに思いますので、ぜひお寄せいただきたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

最後に(3)その他 になりますが、事務局から何かありますか。

(事務局)

今回は、3月2日(木)午前10時から、千葉県文書館6Fで開催する予定です。御出席よろしくお願いたします。

それから来年度4月の日程調整をお願いしますので、よろしくお願いたします。

(議長)

ありがとうございました。以上で、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様には、ありがとうございました。

以上をもちまして、第8回社会的資源あり方検討委員会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

(別紙)

「千葉県における社会的資源あり方について(論点整理)」に対する意見等について

千葉県里親会

<p>里親会の現状と課題</p> <p>現状</p> <p>現在の会員数は164家族(受託里親70人、受託児童数101人、未受託里親94人)児童相談所毎に5つの支部をおく。</p> <p>おもな活動は研修会(年2回)、親睦会(年1回)、ふれあい家族(夏冬)、里親保険の加入、里親サロン事業の受託(平成17年度)。</p> <p>このほか支部単位で里親サロン、研修会、親睦会などの活動を行っている。</p> <p>県を超えた活動としては、関東甲信越静里親研究協議会の共同開催や全国里親大会への参加。</p> <p>会費は、受託里親は1ヶ月3000円、未受託里親は年間3000円</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県内の5つの児童相談所で里親や里子への対応の仕方が違う場合があり、対応に困る場合がある。・ 病院に行って受診券を見せても分からない医者がある。また子どもを本名で呼ばずに通名で呼んでほしいと頼んだにもかかわらず本名で呼ばれて不愉快だった、という声もある。・ 赤ちゃんを短期間受託するケースが増えている。乳児院が空くまでということだが、長期的な里親委託は考えられないだろうか。・ 親の許可が得られないので里親委託ができない、と児童相談所から聞くと、充分説得した上でのことなのか疑問。・ 現状のレスパイトケアの制度は里親にとって利用しにくい。愛着形成が充分でないため施設などには預けられないでいる。むしろ里母が風邪をひいたときなど里親宅で子どもを見てくれるような仕組みがあればよい。
<p>「千葉県における社会的資源あり方について(論点整理)」に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none">・ 家庭的養護への関心が高まっているのは望ましいことである。ぜひ具体的な計画にまで落とし込んでいただきたい。・ 施設と里親と児童相談所の連携が望まれる。現在は施設と児童相談所、里親と児童相談所というように分離されており、受託する側の里親と施設の交流は少ない。受託する側の共通の課題を探りたい。・ 里親制度が知られていないだけでなく、地域や学校によっては里親、里子への偏見があり、いじめの対象になることもある。このことから里親であることを隠しているような現実があることを認識してもらいたい。・ 提案されている「里親支援センター」をぜひ実現してほしい。・ 近年やっと実現した児童相談所の里親担当専門員は親身になってくれる人もいるが、措置権をもつ児童相談所の側に立っている人もおり、里親としては安心して相談ができない、という声がある。里親経験をもつ里親担当専門員であってほしい。里親のスーパーバイザーのような人がいてほしい。・ レスパイトケアについては里親の立場に立った制度とは言いにくい。機能しにくい現状を理解して利用しやすいものにしてほしい。

千葉県における社会的養護体制の充実のためのその他の意見

ふれあい家族を実施してみて、児童養護施設だけでなく児童自立支援施設や障害児施設にも家庭生活体験を必要としている子どもたちのいることを知った。交流の必要性を感じる。

児童養護施設の分園の動きと里親型ファミリーホームをひとつの政策のなかで考えてもよいのではないか。

(別紙)

「千葉県における社会的資源あり方について(論点整理)」に対する意見等について

千葉県児童福祉施設協議会

「千葉県における社会的資源あり方について(論点整理)」に対する意見
千葉県における社会的養護体制の充実のためのその他の意見

われわれが、さらに質の高いケアをめざし、一層の自立支援を行っていく上で、このたびの検討委員会の「論点整理」は大いに評価したいと思います。

特に、今後、県が政策化していく上で、

「3 社会的擁護の役割の拡充」

「4 今後順次検討を進めていくべきテーマ」は重要であり、千児協としても大いに関心があるところであります。

「2 施設養護について」であります、「あり方」という方向性だけでなく(勿論すべてに関することですが)具現化していくためにさらに踏み込んだ提案、すなわち行政の財政的な支援体制にまで言及・提案していただきたいことをお願いします。

情短施設については、非常に高い専門性が要求されることから、医療機能を持つ施設に 付置するか、独立した専門施設として設置することが望ましいと考えます。

個々の点につきましては、千児協の現状を申し上げながら意見を述べさせていただきます。

(別紙)

施設の現状	現状に対する課題・問題点	千葉県における社会的資源あり方について(論点整理)に対する意見	千葉県における社会的養護体制充実のためのその他の意見
<p>・我がホームでは乳幼児を含め短期的な児童が多く家庭復帰を目指す事に取り組んでおります。</p> <p>・実親への対応も児童相談所との連携で家庭復帰までの意見調整をしながら児童の対応を行っております。</p> <p>・受託児童の現状は、子供同士の成長が顕著に見られます。特に乳幼児の場合は実親の喜ぶ笑顔に心温る物を感じます。</p> <p>・受託当初の試し行動のときは、養育に困難を余儀なくされますが、その時の養育補助者の問題は、素人では難しく養育者に受託児童の困難な子供以上の負担が課せられます。また、何時も同じ養育者との関係が子供対して心理的負担が少なくなり、安定した日常が実親子関係にも良い経過となります。</p>	<p>緊急時の補助養育者の費用</p> <p>心理的な子供支援者(医療も含めたもの)</p> <p>弁護士などの支援(実親対策のため)</p> <p>レスパイトの確保</p> <p>措置解除後の支援対策(子供達が帰ってくるため)</p> <p>家屋に掛る諸費用(修繕費など)</p> <p>大型家具(洗濯機、乾燥機など)</p> <p>事務手伝い(子供に係る書類作成、子供の日常を纏めるなど)</p> <p>その他(乳幼児、学童期、思春期の子供により様々な支援が出てくる これからの目標とし、千葉県里親型ファミリーグループホームの推進拡大を図ることを願い、里親型ファミリーグループホームに関して他県並の水準の予算を検討して頂きたい。</p> <p>養育里親の研修を重ね、将来ホームに移行していける家庭を作り出すための取り組みについても、予算化を検討して頂きたい。</p>		<p>里親体制が養子縁組と養育に別けた取り組みが必要。</p> <p>養育里親への社会的位置が明確になり段階的に地位の向上が必要。</p> <p>里親と施設の連携の基に養保護児童の自立に向けた取り組みが必要。 (ふれあい家族に来ている子が高校生になって里親宅からアルバイトをした状況が事実としてあった事) (里親宅で養育が困難を余儀された事で、施設入所(障害)をした場合でも、里親宅に帰省を行う事で児童の心理的ケアが可能)</p>